松戸市スポーツ振興基金事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、松戸市スポーツ振興基金条例（平成２４年松戸市条例第５号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、スポーツ振興基金を財源とするスポーツ活動の振興に資する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第２条　条例第６条に規定する処分の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

（１）パラアスリート強化・支援事業対象選手奨励金交付事業

（２）スポーツ競技大会優秀選手褒賞金交付事業

（３）総合型地域スポーツクラブの自立運営・活動補助金交付事業

（事業内容等）

第３条　事業内容等については、別に定めるところによる。

（補則）

第４条　この要綱の定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年１２月１日から施行する。